

## 住宅の耐震化推進施策の抜本的強化を求める意見書

昨春の熊本地震は震度7が2度観測され、多くの住宅等が全半壊する等の甚大な被害を受けた。その後も強い余震が続き、なかなか収束しない中、道路等を塞いだ倒壊物等により復旧作業等に大きな支障が出た。また、東日本大震災でクローズアップされた津波対策では、南海トラフ地震でも津波から避難し命をつなぐ上で、建物の耐震化の重要性が改めて浮き彫りになっている。

個人住宅耐震化への金銭的支援は、公金による私有財産形成との見解もあるが、住宅の耐震対策は、津波対策などのさまざまな地震対策の前提条件となる上に、震災後のがれき処理、仮設住宅や災害公営住宅の建設などにかかる公費支出の削減等に寄与する、いわば「入り口」に位置づけられるもので、県民の命に直結する「公共事業」である。

本県としても、耐震改修などに関する補助金の拡充等の取り組みを強めてきた結果、本年8月末現在の補助申請数は、耐震設計、耐震改修ともに前年同期の1.7倍と大幅に増加するなど、県内の取り組みも本格化している。

しかしながら、この住宅の耐震化に活用されている社会資本整備総合交付金の見直しにより、交付額が大幅に削減される見通しとなっており、事業の継続・推進に厳しい状況が懸念される。この状況を受け、全国知事会などが強く要望した結果、国土交通省の平成30年度予算の概算要求において、住宅耐震化推進施策の強化の方向性が示されたところでもある。

よって、国におかれては、震災復旧の迅速化・経費抑制、そして何よりも県民の生命・財産を守る立場から、住宅の耐震化推進施策の抜本的強化を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 浜 田 英 宏

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
財 務 大 臣  
総 務 大 臣  
国 土 交 通 大 臣

} 様